

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和7年度予算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障の充実や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和7年度佐井村一般会計予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 22,265 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 345,579 千円

(単位：千円)

事業名		令和7年度 予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	104,172	75,651			3,518	25,003
	高齢者福祉事業	35,682			781	4,319	30,582
	児童福祉事業	76,484	18,375		40,000	2,227	15,882
	母子福祉事業	4,586	1,017			445	3,124
	小 計	220,924	95,043	0	40,781	10,509	74,591
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金	27,609	13,575			1,737	12,297
	介護保険特別会計繰出金	60,120	4,170			6,902	49,048
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11,067	7,788			401	2,878
	小 計	98,796	25,533	0	0	9,040	64,223
保健 衛生	疾病予防対策事業	15,276	3,320		220	1,447	10,289
	健康増進対策事業	10,583	366		0	1,269	8,948
	小 計	25,859	3,686	0	220	2,716	19,237
合 計		345,579	124,262	0	41,001	22,265	158,051

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。